改正案

(従業者の員数)

(従業者の員数)

第6条 省略

2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練を担当 はる職員をいう。以下同じ。)を、日常生活を営むために医療的ケア(人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他厚生労働大臣が定める医療行為をいう。以下同じ。)をを留かたである障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。)を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。

(1)~(2) 省略

(3) 当該指定児童発達支援事業所(社会福祉 士及び介護福祉士法<u>附則第27条第1項</u>の登録 に係る事業所である場合に限る。)において、 医療的ケアのうち特定行為(同法<u>附則第10条</u> 第1項に規定する特定行為をいう。次条及び 第79条において同じ。)のみを必要とする障 害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事 業又はその一環として特定行為業務(同法<u>附</u> <u>則第27条第1項</u>に規定する特定行為業務をい う。次条及び第79条において同じ。)を行う 場合

3~8 省略

第7条 省略

2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。

(1)~(2) 省略

(3) 当該指定児童発達支援事業所(社会福祉 士及び介護福祉士法<u>附則第27条第1項</u>の登録 に係る事業所である場合に限る。)において、 医療的ケアのうち特定行為のみを必要とす る障害児に対し、当該登録を受けた者が自ら の事業又はその一環として特定行為業務を 行う場合

3~8 省略

第6条 省略

2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練を担当職員(日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。)を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア(人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他厚生労働を上が定める医療行為をいう。以下同じ。)を下のに受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。)を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。

行

(1)~(2) 省略

(3) 当該指定児童発達支援事業所(社会福祉 士及び介護福祉士法<u>附則第20条第1項</u>の登録 に係る事業所である場合に限る。)において、 医療的ケアのうち特定行為(同法<u>附則第3条</u> 第1項に規定する特定行為をいう。次条及び 第79条において同じ。)のみを必要とする障 害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事 業又はその一環として特定行為業務(同法<u>附</u> <u>則第20条第1項</u>に規定する特定行為業務をい う。次条及び第79条において同じ。)を行う 場合

3~8 省略

第7条 省略

2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。

(1)~(2) 省略

(3) 当該指定児童発達支援事業所(社会福祉 士及び介護福祉士法<u>附則第20条第1項</u>の登録 に係る事業所である場合に限る。)において、 医療的ケアのうち特定行為のみを必要とす る障害児に対し、当該登録を受けた者が自ら の事業又はその一環として特定行為業務を 行う場合

3~8 省略

(従業者の員数)

第79条 省略

- 2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定放課後 等デイサービス事業所において、日常生活を営 むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓 練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むた めに医療的ケアを恒常的に受けることが不可 欠である障害児に医療的ケアを行う場合には 看護職員を、それぞれ置かなければならない。 ただし、次の各号のいずれかに該当する場合に は、看護職員を置かないことができる。
 - (1)~(2) 省略
 - (3) 当該指定放課後等デイサービス事業所 (社会福祉士及び介護福祉士法<u>附則第27条第</u> 1項の登録に係る事業所である場合に限る。) において、医療的ケアのうち特定行為のみを 必要とする障害児に対し、当該登録を受けた 者が自らの事業又はその一環として特定行 為業務を行う場合

3~8 省略

(従業者の員数)

第79条 省略

- 2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定放課後 等デイサービス事業所において、日常生活を営 むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓 練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むた めに医療的ケアを恒常的に受けることが不可 欠である障害児に医療的ケアを行う場合には 看護職員を、それぞれ置かなければならない。 ただし、次の各号のいずれかに該当する場合に は、看護職員を置かないことができる。
 - (1)~(2) 省略
 - (3) 当該指定放課後等デイサービス事業所 (社会福祉士及び介護福祉士法<u>附則第20条第 1項</u>の登録に係る事業所である場合に限る。) において、医療的ケアのうち特定行為のみを 必要とする障害児に対し、当該登録を受けた 者が自らの事業又はその一環として特定行 為業務を行う場合

3~8 省略